

「日台友情」 宣伝物品 無料貸し出し（ガイドライン）

日台の友情を大切にしてくださる皆様に当協会オリジナルの「日台友情」広報ロゴにより親しんでいただくため、以下のガイドラインに従って当協会オリジナルの「日台友情」広報ロゴやキービジュアルが印刷された「日台友情」宣伝物品（品目は別紙『日台友情』宣伝物品無料貸し出し対象一覧』のとおり）を無料で貸し出します。

1. 申請資格

（1）台湾において日台の友好を深めることに資する非営利の活動を行うことを計画する個人（またはグループ）。原則として、営利を伴う活動における使用は対象外となります。

活動の例：日本人と台湾人のグループで登山し山頂でバナーを掲げて写真を撮影する

（2）下記3.（1）②の「『日台友情』宣伝物品使用誓約書」にある以下の内容を遵守できる方。

- ①宣伝物品は「『日台友情』宣伝物品借用申請書」で申請した非営利の活動においてのみ使用する。
- ②宣伝物品は十分な注意を払い借入者自らが管理する。
- ③返却日を遵守する。
- ④破損、汚損した場合は原状を回復して返却する。紛失、破損、盗難等で現品が返却不能となった場合は、相当経費を返却する。
- ⑤宣伝物品の使用に伴い、他人に損害を生じさせた場合、借入者の責任とする。

2. 貸し出し期間

最長2週間

※なお、やむを得ない事由により貸出期間の延長を希望される場合には、必ず事前に当所広報文化部へご相談下さい。無断での貸出期間延長は厳禁です。

3. 貸出し方法

（1）下記の書類をダウンロードし、すべてご記入の上、原則使用の2週間前までに広報文化部までメール添付にてお送りください。

- ①「日台友情」宣伝物品 借用申請書
- ②「日台友情」宣伝物品 使用誓約書

（2）受取/返却の際には、申請書の期日に従い、事前に受取/返却時間を当所広報文化部担当者に通知の上、各自責任をもって使用願います。受取の際には貸出し品の状態を確認し、返却の際には元通りの状態で返却して下さい。

4. 貸し出し対象品

- （1）別紙『日台友情』宣伝物品無料貸し出し対象一覧』のとおりです。
- （2）「日台友情」広報ロゴ及びキービジュアルの電子データは提供できません。

【お問い合わせ先】

日本台湾交流協会台北事務所 広報文化部・「日台友情」宣伝物品貸出係

住所：10547 台北市松山區慶城街28號4樓

電話：02-2713-8000 內線2410

FAX：02-2713-0541

業務時間：平日9時～12時30分、13時30分～17時30分

Eメール：info-k1@tp.koryu.or.jp